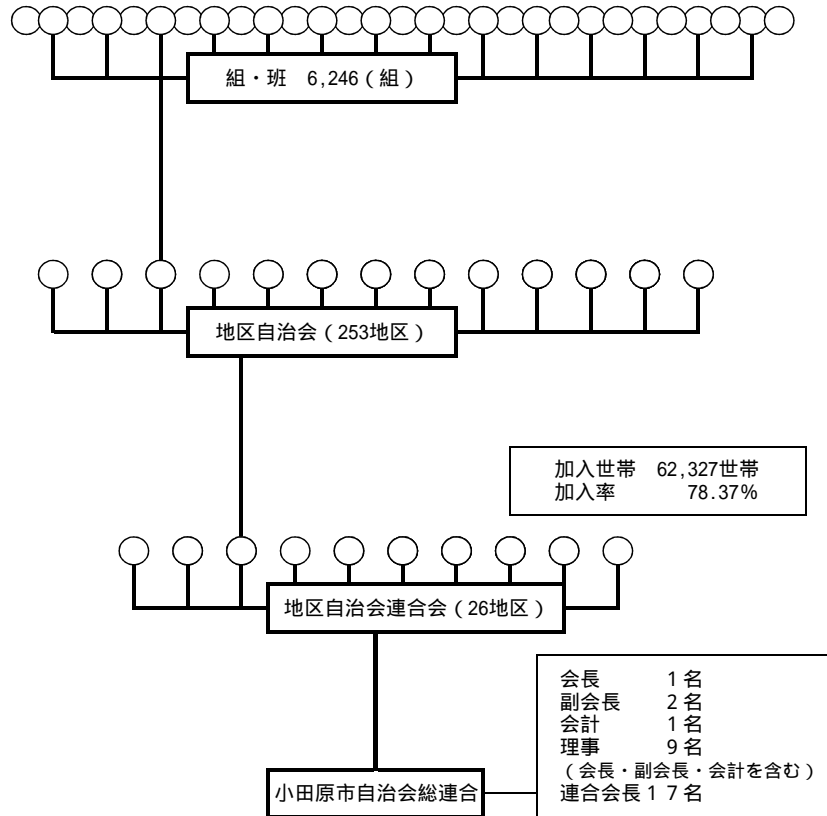




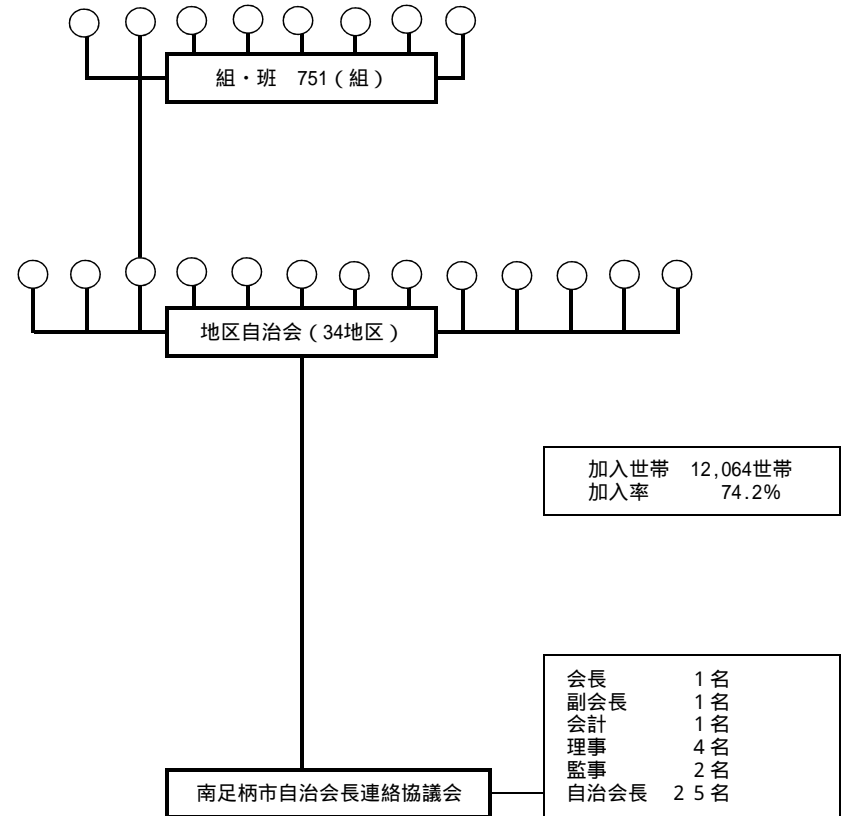
小田原市の自治会組織

平成28年4月1日現在



南足柄市の自治会組織

平成28年10月1日現在



	現 況	
	小田原市	南足柄市
事業の概要	自治会総連合と地区行政事務委託業務契約を行い、自治会に対してポスターや回覧等の依頼に関する事務を行う。	担当課が、秘書広報課を経由して、世帯配布や組回覧、ポスターの掲示等を自治会長に依頼する。
実施方法	年度当初に自治会総連合と地区行政事務委託業務の契約を行う。 毎月開催される連合会長会議において市から回覧、ポスター掲示、各種委員の推薦などを依頼し、その後各地区連合会長が各地区において自治会長会議を開催し自治会長に依頼内容を伝える。その後、自治会内で回覧やポスター掲示を行う。	個別の委託事業はしていない。自治会の活動支援として、自治会組織活動交付金を支出している。 市からの連絡事務は、市主催の自治会長会議及び自治会長連絡協議会主催の運営委員会の席で伝達する。世帯配布や回覧、ポスター掲示等は、広報紙の配布に合わせて自治会長に依頼・配布する。また、各種委員の推薦などを依頼。
行政連絡事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政文書の配布、回覧・ポスターの掲示等 地区行政事務委託事業として自治会総連合に委託 2 市広報紙の配布 広報小田原配布委託事業として自治会総連合に委託 3 議会だより配布委託事業 議会だより配布委託事業として自治会総連合に委託 	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政文書の配布、回覧・ポスターの掲示等 個別の委託事業とせず、活動支援として自治会組織活動交付金を支出 2 市広報紙の配布 個別の委託事業とせず、活動支援として自治会組織活動交付金を支出 3 議会だより配布委託事業 個別の委託事業とせず、活動支援として自治会組織活動交付金を支出
その他の事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 県のたより配布 県からの配布手数料を市が自治会総連合に支払い 2 社協だより配布 小田原市社会福祉協議会が地区自治会連合会に配布を依頼 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県のたより配布 県からの配布手数料を自治会長連絡協議会に支払い 2 社協だより配布 南足柄市社会福祉協議会が自治会長連絡協議会に配布を依頼